再エネ海域利用法に基づく 公募占用指針について

2021年9月 資源エネルギー庁

本日御議論いただきたい事項

- 再工ネ海域利用法においては、経済産業大臣・国土交通大臣が海洋再工ネ発電設備の整備のための促進区域(促進区域)を指定したときは、当該区域内で再工ネ発電事業を行うべき者を公募により選定するため、公募占用指針(FIT制度における入札実施指針に相当する規程)を定めなければならないとされている。
- 公募占用指針のうち、供給価格上限額等に関する事項 (再エネ海域利用法第13条第2項第1号・第4号~第10号に係る事項)については、法律上、調達価格等算定委員会の意見を尊重して決定することとされている。
- 長崎県五島市沖については、昨年2月の第55回調達価格等算定委員会において御意見をいただいた上で、公募占用指針を策定し、昨年6月から公募を行い、今年6月に事業者選定をしたところ。
- 秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖、秋田県由利本荘市沖(北側)、秋田県由利本荘市沖(南側)並びに千葉県銚子市沖についても、昨年8,9月の第58,59回調達価格等算定委員会において御意見をいただいた上で、公募占用指針を策定し、昨年11月から公募を行い、現在、事業者から提出された公募占用計画の審査を進めているところ。
- 本年9月13日には、**秋田県八峰町及び能代市沖**について、経済産業大臣・国土交通大臣が**促進区域として指定**したことから、**当該区域に関して、公募占用指針を策定する必要**があり、供給価格上限額等に関する事項について、本日御議論いただきたい。
- なお、原則としては、**区域毎に変更すべき性格のものではない事項**については、**これまでと同様**とすることとし、**区域毎に定め るべき事項を中心に御議論**いただくこととしてはどうか。

〇再工ネ海域利用法

第13条第2項

一 対象発電設備区分等

二 促進区域内海域の占用の区域

三 促進区域内海域の占用の開始の時期

四 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準

五 公募の参加者の資格に関する基準

六 公募の参加者が提供すべき保証金の額並びにその提供の方法及び期限その他保証金に関する事項

七 供給価格上限額

八 公募に基づく再生可能エネルギー電気特別措置法第3条第1項に規定する調達価格の額の決定の方法

九 対象発電設備区分等に係る再生可能エネルギー電気特別措置法第3条1項に規定する調達期間

十 再生可能エネルギー電気特別措置法第9条第1項の規定による認定の申請の期限

十一 基地港湾に関する事項

十二 撤去に関する事項

十三 公募占用計画の認定の有効期間

十四 関係行政機関の長等との調整能力

十五 評価の基準

十六 その他必要な事項

意見を尊重して決調達価格等算定委員

定会

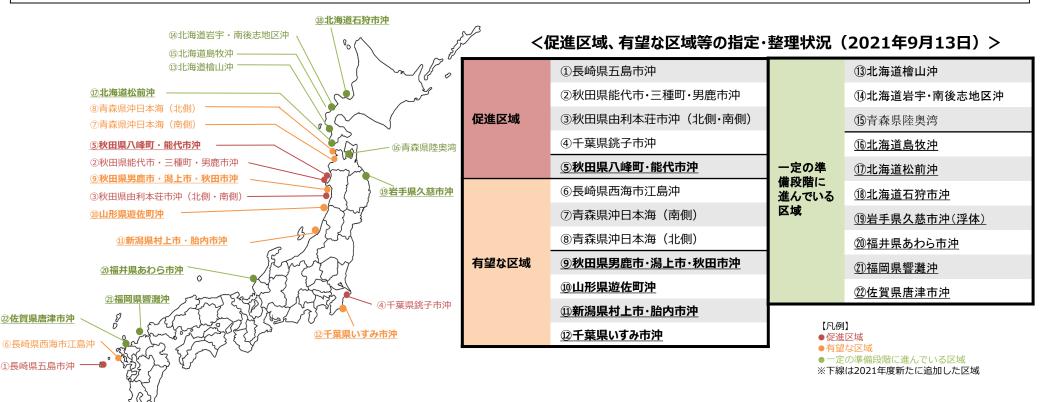
■ 再工ネ海域利用法では、経産大臣・国交大臣が促進区域の指定を行い、公募に基づく事業者選定を行うスキームが整備されている。選定事業者は、FIT認定・30年間の占用許可を受け、再工ネ発電事業を実施することが可能となる。

公募に基づく事業者選定 促進区域の指定 **公募占用指針の作成** 経産大臣及び国交大臣に 政府による基本方針 促進区域の指定 経産大臣及び国交大臣による 経産大臣 最も適切な事業者の選定と 公募占用計画の提出 事業者による (最大30年間) 計画の認定 た計 国交十 画 占用を許可 の作成 認定 よる

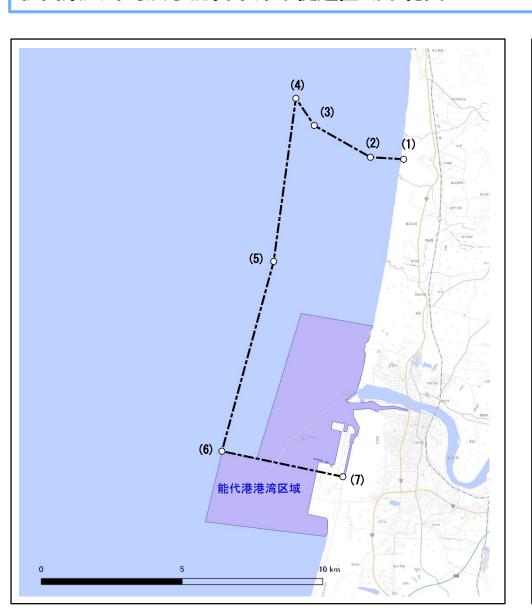
経産大臣及び 国交大臣による **区域の状況の調査** 農水大臣、環境大臣 等の**関係行政機関の** 長への協議 先行利用者等を メンバーに含む 協議会の意見聴取 区域指定の案 について公告 (利害関係者は 意見提出が可能)

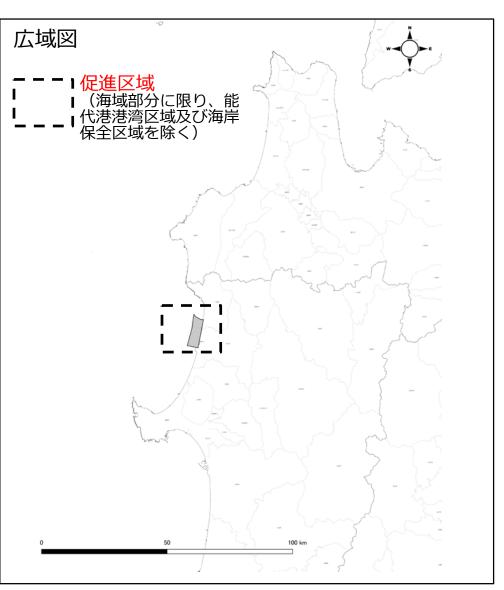
(参考)再工ネ海域利用法の施行等の状況

- 2019年7月、以下の①~④の4区域を「有望な区域」として整理。その後、「促進区域」に指定(①2019年12月、 その他は2020年7月)。さらに、①は2020年12月に公募を終了し、公募占用計画の審査を経て、2021年6月 に事業者を選定。②~④は、提出された公募占用計画を審査中。
- 2020年7月、以下の⑤~⑧の4区域を「有望な区域」として整理。その後、各区域における協議会の進捗、促進区域指定基準への適合状況や都道府県からの情報提供を踏まえ、2021年9月13日、⑤を「促進区域」に指定するとともに、⑨~⑫の4区域を新たに「有望な区域」として追加・整理。



秋田県八峰町及び能代市沖の促進区域の範囲





(参考) 秋田県八峰町及び能代市沖の区域の概要

秋田県八峰町及び能代市沖における協議会の意見とりまとめ(概要)

(1)全体理念

- ✓ 選定事業者は、地元自治体とも連携しつつ、地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実施に努めること。
- ✓ 協議会構成員、選定事業者は、**閣議決定された基本方針の4 つの目標の実現**に向けて、適切な対応を行うこと。
- ✓ 協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して海域利用を 行う場合には、海域の利用を了承する。

(2)地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ✓ 選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念を理解し、地域や漁業との信頼関係の構築に努めること。
- ✓ 選定事業者は、基金への出捐(20年間の売電収入見込額の 0.5%)等を通じて地域や漁業との協調策を講じること。基金 への出捐額や使途等は、協議会構成員に必要な協議すること。
- ✓ 八峰町及び能代市以外に基金を設置する場合は、基金台帳を 備え付け、定期的に外部監査を受けること。
- ✓ 選定事業者は、漁業影響調査を少なくとも建設工事の1年程度前から継続して実施すること。調査方法等については、実務者会議の検討内容、関係漁業者等の意見・助言を尊重すること。その際、内水面漁業への配慮も適切に行うこと。

(3) 洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

✓ 選定事業者は、設備の設置等に当たり、本海域において操業されている漁業への影響を考慮し、関係漁業者へ協議等を行うこと。等

(4) 洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

✓ 選定事業者は、事前調査、建設等に当たっては、関係漁業者、 船舶運航事業者、海上保安部等への協議等を行う。特に、注 上風力発電設備の基礎に係る海洋工事の施工(モノパイルの 打設工事等)に当たっては、八峰町及び能代市の関係漁業者 に丁寧な説明・協議を行い、工事の作業内容や時期、作業船 の航行などと漁業の操業等について適切に調整する。

(5)発電事業の実施に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、メンテナンスの実施に当たっては、関係漁業者、 船舶運航事業者等への協議等を行う。
- ✓ 選定事業者は、発電設備周辺の船舶の運航ルールについて、 関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等を行う。

(6)環境配慮事項について

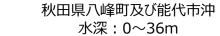
✓ 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明する。

(7) その他

- (1) 対象発電設備区分等(第1号関係)
- (2)発電設備の出力の量の基準(第4号関係)
- (3)保証金に関する事項(第6号関係)
- (4) 価格上限額・調達価格等に関する事項等(第7~9号関係)
- (5) 公募参加者の資格の基準・認定申請期限日(第5号、第10号関係)

第1号 対象発電設備区分等

- <u>今回対象となる秋田県八峰町及び能代市沖は、水深が50m以内と比較的浅いため、着床式の設備により、洋上風力発電を実施する</u>ことが想定される。また、<u>当該区域における協議会においても着床式洋上風力発電を前提</u>として、意見を取りまとめていただいている。
- このため、公募の対象とする発電設備区分等は、風力発電設備(着床式洋上風力) 第3条第6号に規定する再生可能エネルギー発電設備の区分等)とすることとしてはどうか。
 - ※長崎県五島市沖は、水深が100m~150mと深いため、風力発電設備(浮体式洋上風力)とした。
 - ※秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖、秋田県由利本荘市沖(北側)、秋田県由利本荘市沖(南側)並びに千葉県銚子市沖は、水深が50m以内と比較的浅いため、風力発電設備(着床式洋上風力)とした。





- 第3条 法第三条第一項の経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模(以下「設備の区分等」という。)は、次のとおりとする。
 - 六 海に設置される風力発電設備であって、船舶により当該風力発電設備に係る風車及び風車を支持する工作物(以下「風車等」という。)を設置し、かつ、 船舶により当該風車等の保守に従事する者及びその保守を行うために 必要な器材その他の物資を輸送することを要するもの(次号において「洋上風力発 電設備」という。)(次号及び第八号に掲げるものを除く。)

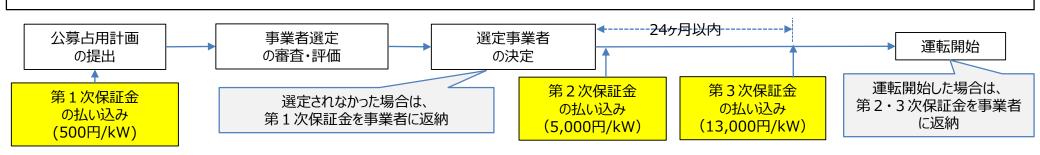
- (1) 対象発電設備区分等(第1号関係)
- (2)発電設備の出力の量の基準(第4号関係)
- (3)保証金に関する事項(第6号関係)
- (4) 価格上限額・調達価格等に関する事項等(第7~9号関係)
- (5)公募参加者の資格の基準・認定申請期限日(第5号、第10号関係)

- これまでの促進区域における公募占用指針では、最大受電電力は確保されている系統容量を限度としつつ、発電 設備の出力は上限を設定せず、下限を想定出力から20%を減じた出力とした。
- 今回対象となる**秋田県八峰町及び能代市沖についても考え方は同様**として、最大受電電力量は、35.6万kWを 限度としつつ、発電設備の出力は上限は設定せず、下限を想定出力(35.6万kW)から20%を減じた28.5万 kWとすることとしてはどうか。
 - ◇秋田県八峰町及び能代市沖について確保されている系統容量: 35.6万kW

- (1) 対象発電設備区分等(第1号関係)
- (2)発電設備の出力の量の基準(第4号関係)
- (3) 保証金に関する事項(第6号関係)
- (4) 価格上限額・調達価格等に関する事項等(第7~9号関係)
- (5) 公募参加者の資格の基準・認定申請期限日(第5号、第10号関係)

第6号 保証金に関する事項(保証金の納付時期・金額)

■ 保証金に関する事項については、区域等に応じて変わるものではないことから、前回対象の促進区域と同様に、第1次保証金(入札時に500円/kW)、第2次保証金(落札時に5,000円/kW)、第3次保証金(選定から一定期間後に13,000円/kW)を求めることとし、また、支払い期限、第2・3次保証金の控除及び没収事由も同様としてはどうか。



【第2・3次保証金の控除】

本公募は、先行的に系統を確保している事業者の系統を活用することを前提に実施することとなるが、当該事業者は系統確保にあたり一般送配電事業者に対して系統工事を確実に実施するための保証金等の支払いを行っている。自らが選定されて、仮に事業を実施しない場合には、当該保証金等を支払うことを踏まえれば、事業履行に係る保証を2重に行うこととなり、過剰な負担となる。また系統提供事業者以外が選定された場合も、当該系統契約を承継するため同様である。このため、本公募に係る系統工事の保証の分だけ、第2・3次保証金を控除する。ただし、事業を中断した場合は当該系統を同区域の再公募に活用することを条件とし、承継等により回収した費用のうち保証金に相当する額は国に納付することとする。

	第1次保証金没収事由	没収額
1	公募の参加資格の審査のための書類に虚偽を記載した者による公募の参加、その他の不正により公募への参加が無効とされたこと	全額
2	公募参加者が公募占用計画を提出したときから公募の結果が公表されるまでの間に公募参加資格のいずれかに適合しなくなったこと	全額
3	当該公募参加者が選定事業者として選定されたにもかかわらず、第2次保証金の提出期限までに必要な第2次保証金を提供していることが確認できなかったこと	全額
	第2・3次保証金没収事由	没収額
1	当該公募に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したこと	全額
2	選定事業者が公募占用指針に定める再生可能エネルギー電気特措法第9条第1項の規定による認定の申請の取得期限までに認定を取得しなかったこと	全額
3	選定事業者が保証金の提供に代えて提出した保証状の効力が消滅したこと(当該保証状の効力が消滅するまでに現金で当該保証金相当額を国土交通省に納付した場合を除く。)	全額
4	第3次保証金の納付期限までに第3次保証金を納付していることが確認できなかったこと	全額
5	選定事業者が公募の参加に当たり談合等の不正行為を行ったこと	全額
6	暴力団または暴力団員等である場合等	全額

- (1) 対象発電設備区分等(第1号関係)
- (2)発電設備の出力の量の基準(第4号関係)
- (3)保証金に関する事項(第6号関係)
- (4) 価格上限額・調達価格等に関する事項等(第7~9号関係)
- (5) 公募参加者の資格の基準・認定申請期限日(第5号、第10号関係)

第7号 供給価格上限額に関する基本的な考え方

- 再工ネ特措法において、入札上限価格の算定方法については法令上の規定は無いものの、①経済産業大臣が定める調達価格は「再工ネ電気の供給が効率的に実施される場合に通常要する費用」等を基礎として定めていること、②入札制が事業者間の競争をより進め更なるコスト低減を促し国民負担の抑制を図るために導入されたものであること、などの趣旨をふまえて入札上限価格の設定が行われてきた。
- 再工ネ海域利用法における供給価格上限額についても、同様に算定方法に法令上の規定は無いものの、再工ネ海域利用法は促進区域の指定等により我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的としていること、選定事業者は国民負担によって支えられている再工ネ特措法にもとづく支援を受けることをふまえると、これまでと同様に、再工ネ特措法における入札上限価格と同様の考え方で設定することが適切であると考えられる。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

第2章 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達等

第1節 調達価格及び調達期間

第3条 (略)

2・3 (略)

4 調達価格は、当該再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を調達期間にわたり安定的に行うことを可能とする価格として、<u>当該供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用</u>及び当該供給に係る再生可能エネルギー電気の見込量を基礎とし、第十二項の価格目標及び我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、認定事業者が認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給しようとする場合に受けるべき適正な利潤、この法律の施行前から再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給しようとする場合に受けるべき適正な利潤、この法律の施行前から再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する者の当該供給に係る費用その他の事情を勘案して定めるものとする。

5~14 (略)

第2節 入札の実施等

(入札を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等の指定)

第4条 経済産業大臣は、供給することができる再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格(以下「供給価格」という。)の額についての入札により第九条第三項 の認定を受けることができる者を決定することが、<u>再生可能エネルギー電気の利用に伴う電気の使用者の負担の軽減を図る</u>上で有効であると認めるときは、次条から第八条 までの規定による手続を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等を指定することができる。

2~5 (略)

第7号 供給価格上限額の公表/非公表について

- 再工ネ海域利用法において、公募占用指針のうち供給価格上限額については公募の効果的な実施のために必要であると認めるときには、供給価格上限額を非公表とすることができると規定されており、また、最初の公募については価格を公表する趣旨の政令が規定されている。
- 前回対象となる3か所(4区域)における公募は、**着床式洋上風力発電の初めての入札である**ことから、**事業者の予見可能性** を高めるため、供給価格上限額を公表とすることとした。
- 今回対象となる秋田県八峰町及び能代市沖における公募については、前回公募対象となった3カ所(4区域)が審査中であることも踏まえ、引き続き、事業者の予見可能性を高めるため、前回同様、供給価格上限額を公表とすることとしてはどうか。

再エネ海域利用法

第13条 (略)

6 経済産業大臣及び国土交通大臣は、公募占用指針を定めたときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。ただし、<u>公募占用指針のうち供給価格上限額については、</u> 公募の効果的な実施のため必要があると認めるときは、公示しないことができる。

再エネ海域利用法 附則

(公募占用指針の公示に関する経過措置)

第2条 第十三条第六項ただし書(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの 間は、適用しない。

再工ネ海域利用法政令 附則

(法附則第二条の政令で定める日)

2 法附則第二条の政令で定める日は、法の施行後最初に法第十六条の規定により経済産業大臣が選定事業者における海洋再生可能エネルギー発電設備に係る調達 価格及び調達期間を告示した日又は平成三十二年十二月六日のいずれか早い日とする。

- 今回対象となる秋田県八峰町及び能代市沖については、秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖、秋田県由利本荘市沖(北側)、秋田県由利本荘市沖(南側)並びに千葉県銚子市沖の3か所(4区域)と同様、**着床式の設備により洋上風力発電を実施することが想定される**。
- 前回の3か所(4区域)の供給価格上限額については、大きな影響を与える平均風速が同程度であることや、実データの限界をふまえ、同額とした上で、以下の①~④の方法で決定した。
 - ① データ制約を踏まえ、国内外における着床式洋上風力発電の複数のコストモデル事例や欧州における実績等を参照して資本費、運転維持費、設備利用率等を定式化したNEDO着床式洋上風力発電コスト調査 (注1)の算定式に、対象の3か所(4区域)の平均的な自然条件等を代入。ただし、当該調査は、日本における着床式洋上風力に関する環境が現在の欧州並みのインフラやサプライチェーンが構築された場合を想定して定式化したものであり、現状の内外価格差が考慮されていないことに加え、当該調査では、接続費のうち陸上変電所より電力系統連系点側の部分や、IRR (注2) については、考慮されていない。
 - ② ①で得られた資本費や運転維持費、撤去費を、現状の内外価格差をふまえて適正な水準となるように補正。
 - ③ <u>①で考慮されていない</u>、**陸上変電所より電力系統連系点側の範囲の接続費**について、接続検討回答において 電力会社が提示した**接続費(洋上風力)の全国的な分布をふまえて、加味**
 - ④ **適正なIRR**を加味
- (注1) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による風力発電事業等導入支援事業/着床式洋上風力ウィンドファーム開発支援事業(洋上風力発電の 発電コストに関する検討)
- (注2) 資金調達コストを念頭に置いた割引率を考慮しているものの、適正な利潤としてのIRRは考慮されていない。

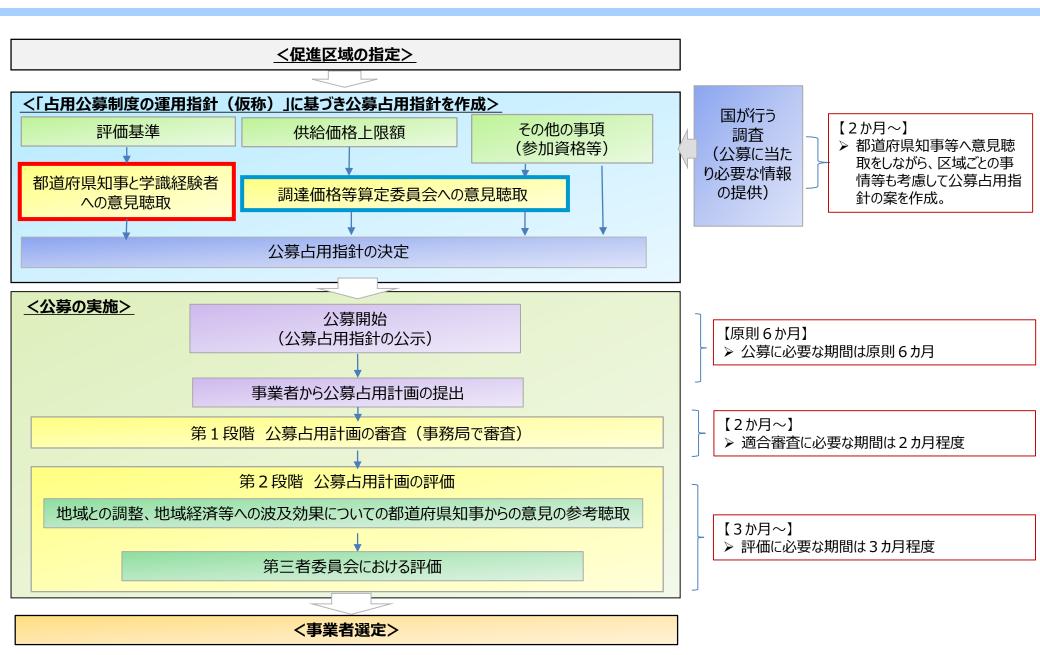
(参考) 第58回・第59回委員会における委員の主な御意見

- 供給価格上限額 総論 関係
 - ✓ NEDO着床式洋上風力発電コスト調査をベースとしつつ、当該調査で考慮されていない内外価格差を勘案した上で、2019年度の着床式洋上風力の調達価格36円/kWhよりも相当下げた供給価格上限額を合理的に設定していくべきではないか。
 - ✓ 初年度の太陽光発電の調達価格を設定する際に、その時点での世界のコスト水準と比べると非常に高いが、諸外国で制度を開始した時点と比べて過度に高くはないという価格を設定した結果、後から非常に大きな批判を受けた。その経緯も踏まえて、今回の供給価格上限額を設定すべきではないか。
 - ✓ 供給価格上限額は調達価格と等しいわけでは無いことを、明確に認識すべきではないか。供給価格上限額の機能は 長期的に価格目標の8~9円/kWhを達成するに当たって、各時点において最低限達成すべきコスト水準を示す ものではないか。
 - ✓ NEDO着床式洋上風力発電コスト調査等で有益な情報を出していただいているものの、現時点では洋上風力の導入も最初期のため精緻に供給価格上限額を設定することはできないところもあると考えられるところ、最大限の努力をしつつ、試行錯誤していくということではないか。
- 内外価格差 関係
 - ✓ 内外価格差は、あくまで効率的な事業者が行った場合であってもやむなく発生する価格差を考慮すべきではないか。
 - ✓ 内外価格差1.9倍は、一般海域での初めて着床式洋上風力発電の公募であることをふまえた、特別な値だと認識。 今後はこれを小さくしていくことが必要。
- IRR 関係
 - ✓ 今回対象となる3か所(4区域)での洋上風力発電事業を希望する事業者も多く存在し、十分な競争状況になっていると考えられるところ、IRRは2019年度の着床式洋上風力発電の調達価格36円/kWhの想定値である10%から引き下げる方向で検討すべきではないか。

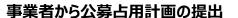
第7号 供給価格上限額の決定にあたっての方法②

- 前回対象の3か所(4区域)の供給価格上限額等について委員会で議論した昨年8,9月からの主要な状況の変化として、当該3か所(4区域)に関して、事業者から公募占用計画の提出があり、現在、当該計画の審査・評価を進めている点が挙げられる。各区域で複数の事業者から提出があり、事業者間の競争効果が働いていることが確認できている。
- 今回対象となる秋田県八峰町及び能代市沖の供給価格上限額の決定にあたって、前回対象であった3か所(4区域)に関して、事業者から提出された公募占用計画に記されている費用水準を活用するという方法もありうる。しかし、現在、公募占用計画の審査・評価が行われているところであり、提案価格と事業実現性に関する要素の双方の観点から審査・評価が行われることをふまえると、現時点で審査中の公募占用計画の内容を活用することはできないと考えられる。
- 他方、昨年度の本委員会で報告があったとおり、これまでに、**国内における洋上風力発電に関する定期報告データ**は、 資本費について 2 件、運転維持費について 1 件得られているが、**いずれも実証機によるものであり、前回と変わらず、商 用案件の実績はない状況**。
- 前回活用したNEDO着床式洋上風力発電コスト調査は、2019年度に、国内外における着床式洋上風力発電の複数のコストモデル事例や欧州の実績等を参照して、資本費、運転維持費、設備利用率等を定式化し、専門家へのヒアリング等を通じて、その妥当性を検証したもの。 2020年頃はコロナ等の影響もあり、世界における洋上風力発電の直近のコスト動向が横ばいであること等をふまえれば、引き続き、NEDO着床式洋上風力発電コスト調査における発電コストモデルは、一定の妥当性があると考えられる。
- このため、実データの制約やNEDO着床式洋上風力発電コスト調査の妥当性等をふまえ、今回対象となる秋田県八峰町及び能代市沖についても、前回同様、前々頁①~④の方法に基づき、供給価格上限額を決定してはどうか。

(参考) 再エネ海域利用法に基づく公募プロセスの全体像



(参考) 再エネ海域利用法に基づく公募の審査・評価の全体の流れ



第7回洋 ト風力促進ワーキンググループ (2021年2月17日) 資料 1 より抜粋

第1段階 公募占用計画の審査(事務局で審査)

- ① 公募占用計画が公募占用指針に照らし適切なものであるかどうか。
- ② 占用計画の内容が占用の許可をしてはならない場合に該当しないかどうか。
- ③ 発電設備の設置や維持管理方法が省令の基準・考え方に照らし適切であるかどうか。
- ④ 公募参加者が公募参加資格を満たしているかどうか。

適合審查: 2カ月程度

第2段階 公募占用計画の評価

価格(120点)

・供給価格の額

事業の実施能力 地域との調整、地域経済等への波及効果 (80点)

- 事業実施実績(30点)
- ・事業計画の実現件(20点)
- ・リスクの特定及び分析(15点)
- ・財務計画の適切性(0点)
- ・電力の安定供給と将来的な価格低減(10点) (サプライチェーン形成計画等)
- ・最先端技術の導入(5点)

- (40点) ・関係行政機関の長等との調整能力(10点)
- ・周辺航路、漁業等との協調・共生(10点) ・地域への経済波及効果 (10点)
- ・国内への経済波及効果(10点)
- 地域との調整、地域経済等への波及効果につ いての都道府県知事からの意見の参考聴取

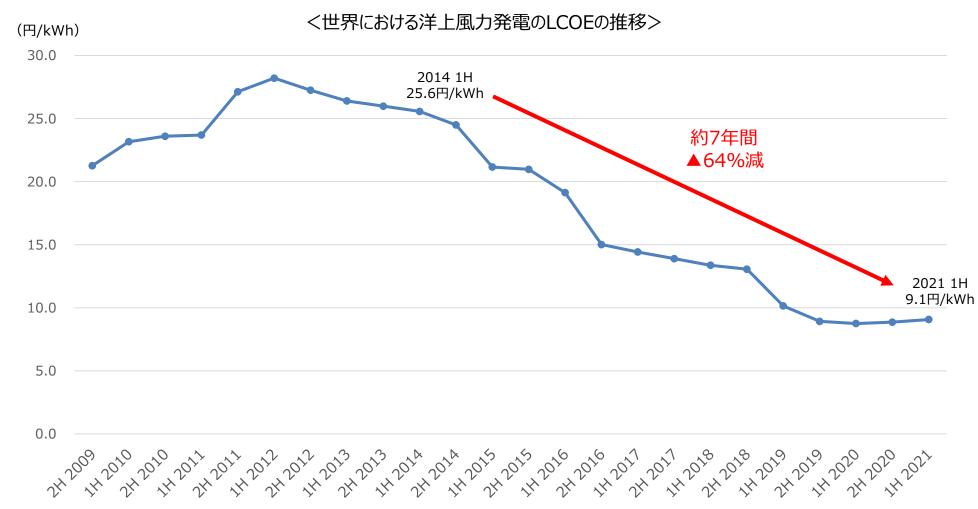
第三者委員会の評価

評価: 3カ月程度

第三者委員会の意見を踏まえて、経済産業大臣、国土交通大臣が事業者を選定

(参考)世界における洋上風力発電のLCOEの推移

- 民間調査機関のデータによると、<u>世界の洋上風力発電では大幅なコスト低減が進んでおり</u>、洋上風力の調達価格(36円/kWh)を設定した2014年度から<u>直近までの7年間で▲64%減</u>(25.6円/kWh→9.1円/kWh)となっている。
- なお、**2019年度下期以降の直近**については、コストは**概ね横ばい・微増**という状況。



出典: BloombergNEFのデータ (2021年9月頭時点) を基に資源エネルギー庁作成。1 \$ =110円換算で計算。

※ 1H:上半期 2H:下半期

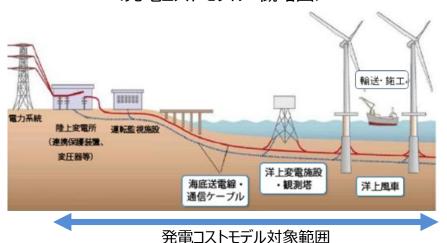
※ 着床式洋上風力発電も浮体式洋上風力発電も含む。

(参考) NEDO着床式洋上風力発電コスト調査 概要

第59回調達価格等算定委員会(2020年9月15日)事務局資料より抜粋

- NEDO着床式洋上風力発電コスト調査は、国内外において着床式洋上風力発電事業の発電コスト等を計算した事例を 調査し、その結果を基にして、日本の海域条件に適用可能性が高くなるよう、水深、離岸距離、工事日数及び風速等の 条件をパラメーターとした発電コストが算出可能な前提条件及び計算式を整理したものである。具体的には、欧州において 主流となっている10MW級の着床式洋上風力発電設備を想定し、それに該当するような発電コストモデルを構築している。
- 当該調査は直近の2019年度に実施されたものであり、工学や金融など各分野の有識者で構成される委員会を開催し、 各有識者がそれぞれの専門的知見から着床式洋上風力の発電コストモデルについて検討を行うとともに、専門家へのヒアリ ングや、発電コストモデルと欧州の着床式洋上風力プロジェクトの実績値とを比較し妥当性を確認している。
- なお、日本における着床式洋上風力の導入実績は乏しいため、将来の日本における着床式洋上風力に関する環境が現在の欧州並みのインフラやサプライチェーンが構築された場合を想定しているものであり、例えば国内外での価格差等は考慮されていない。

<発電コストモデル 概略図>



<有識者で構成される委員会 委員名簿>

氏名	専門分野	所属
永尾 徹	風車工学	足利大学 特任教授【委員長】
池谷 毅	沿岸海洋 工学	東京海洋大学 海洋資源エネルギー学部門 教授
原田 文代	金融	株式会社日本政策投資銀行 企業金融第5部担当部長(当時)
本田 明弘	風工学	弘前大学地域戦略研究所 教授

出典:風力発電等導入支援事業/着床式洋上ウィンドファーム開発支援事業/着床式洋上ウィンドファーム開発支援事業(洋上風力発電の発電コストに関する検討) 2019年度 成果報告書

(参考) NEDO着床式洋上風力発電コスト調査 資本費概要

第59回調達価格等算定委員会(2020年9月15日)事務局資料より抜粋

- NEDO着床式洋上風力発電コスト調査における資本費は、国内外における着床式洋上風力の発電コストを計算した事例や欧州の実績等を踏まえて定式化された諸項目から構成されている。
- 資本費を構成する諸項目のうち、工事費は日本海域の波高などによる影響を踏まえたものとしている一方、その他の項目については日本における着床式洋上風力の実績の蓄積がないことから、内外価格差は考慮されていない。また、接続費のうち、風車から陸上変電所までの範囲を除く部分については考慮されていない。

く資本費の構成と諸項目の概要>

項目	·····································		
風力発電機設備費	風力発電設備の費用は当該設備の出力に比例するものと仮定。		
基礎構造物設備費	基礎構造物設備費 モノパイル式の基礎構造物の設備費は重量に比例するものと仮定。		
アレイケーブル設備費 洋上風力発電設備の配置を正方形格子等間隔とした場合のアレイケーブルの長さを想定。			
送電ケーブル設備費	送電ケーブル設備費 事故等の発生時の冗長性確保のため、送電ケーブルを2本敷設する場合を想定。		
変電所設備費	陸上発電所設備の費用を想定。		
	工事費 = 基礎工事費 + 風車工事費 + ケーブル工事費 + 洋上変電所工事費 + その他施工費		
工事費	洋上における工事は、気象や海象の影響を受けるため、風速や波高によって施工日数が限られる。 施工日数が施工期間(6か月と想定)を過ぎた場合、次年度以降に引き続き工事を実施するものと想定。		
港湾費	工事等で港湾を使用する際に係る費用。英国の事例等を踏まえ風車基数に比例するものと想定。		
設計・調査費	英国の事例等を踏まえ、資本費の5%と想定。		

出典:風力発電等導入支援事業/着床式洋上ウィンドファーム開発支援事業/着床式洋上ウィンドファーム開発支援事業(洋上風力発電の発電コストに関する検討) 2019年度 成果報告書

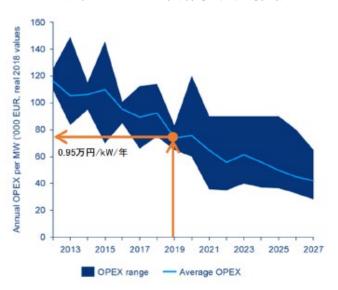
(参考) NEDO着床式洋上風力発電コスト調査 運転維持費等

第59回調達価格等算定委員会(2020年9月15日)事務局資料より抜粋

(運転維持費)

- 運転維持費は、着床式洋上風力発電の導入が進み、着床式洋上風力発電に関するインフラやサプライチェーンが比較的整っている欧州の実績を踏まえた一定値(0.97万円/kW/年)を想定している。
- なお、着床式洋上風力発電の導入拡大によりインフラやサプライチェーンの形成やメンテナンス技術の向上等によって、欧州では年を追うにつれて運転維持費が低下している傾向にあると考えられることに留意が必要である。

<欧州における運転維持費の推移>



(撤去費)

■ 撤去費については、国際的な認証機関であるDNV-GLの試算によると施工費(NEDO着床式洋上風力発電コスト調査では工事費)の約60~70%であることを踏まえて、工事費の70%を想定している。

(参考) NEDO着床式洋上風力発電コスト調査 設備利用率

第59回調達価格等算定委員会(2020年9月15日)事務局資料より抜粋

(設備利用率)

■ 設備利用率は、着床式洋上風力発電設備の稼働率、送電損失及びウェイク損失などの各種損失を加味した年間推定発電量を用いて機械的に算出されるものである。

<設備利用率の算出方法>

設備利用率は、風車のハブ高にも依存する年間平均風速で変化する。

年間推定発電量 (各種損失考慮無し)

ワイブル分布、風車出力曲線及び年間時間の積(※)

各種損失 を考慮し た効率

発電設備の容量×年間時間

※ワイブル分布とは、年間平均風速から風速出現率を推定する一般的な確率分布。 ここでの年間時間は、閏年を考慮した8766時間としている。

<各種損失一覧>

項目	数値[%]	備考
稼働率	95.0	欧州のデータなどを参考に決定
送電損失	3.1	100km当たりの送電損失
ウェイク損失	10.0	風上の風車によって生じる速度欠損による損失(WAsPによる計算及び欧州のデータを参考に決定)
その他	3.0	高風速時のヒステリシス損失(※)、所内 使用電力などを考慮し仮定

[※]高風速時のヒステリシス損失とは、高風速時に風車が停止したのち、風速が低下し再度発電状態になるまでにタイムラグが生じ損失する発電量。

出典:風力発電等導入支援事業/着床式洋上ウィンドファーム開発支援事業/着床式洋上ウィンドファーム開発支援事業(洋上風力発電の発電コストに関する検討) 2019年度 成果報告書

供給価格上限額:①各算定式に代入する自然条件等

<代入する自然条件等>

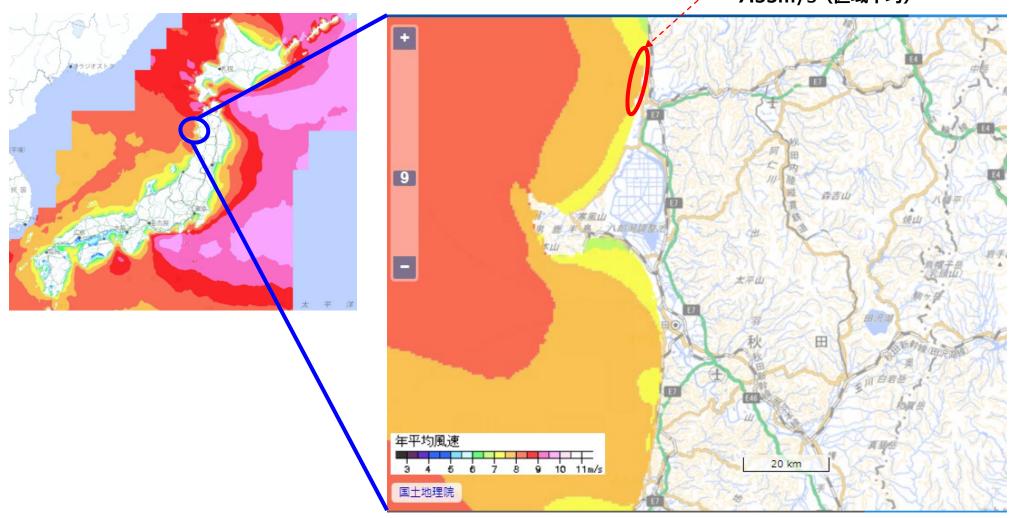
項目	数値	考え方
出力	風車 1 基:10MW ウィンドファーム全体:360MW (10MW × 36基)	 NEDO着床式洋上風力発電コスト調査では10MW級を想定していることから、10MW級の風車を想定。 秋田県八峰町及び能代市沖について情報提供のあった系統容量の約360MWを代入。 なお、前回対象の3か所4区域について情報提供のあった系統(2者以上から情報提供があった場合は事業者毎の系統容量が大きい方)(秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖:415MW、秋田県由利本荘市沖(北側):373MW、秋田県由利本荘市沖(南側):357MW、千葉県銚子市沖:370MW)の4区域単純平均(ただし、10MWの風車を想定するため1の位以下は切り捨て)は370MW。
ハブ高	100 m	10MW級の一般的なハブ高。
年平均風速	7.55 m/s	・秋田県八峰町及び能代市沖の平均風速を代入。・なお、前回対象の促進区域の平均風速単純平均は7.56m/s(秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖: 7.50m、秋田県由利本荘市沖(北側): 7.51m/s、秋田県由利本荘市沖(南側): 7.62m/s、千葉県銚子市沖: 7.62m/s)
水深	18.0 m	 秋田県八峰町及び能代市沖の水深0~36mの最大と最小の単純平均を代入。 なお、前回対象の促進区域の水深の最大と最小を単純平均(秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖:0~31m、秋田県由利本荘市沖(北側・南側):0~44m、千葉県銚子市沖:9~21m)の4区域単純平均は18.6m。
離岸距離	4 km	・今回対象の秋田県八峰町及び能代市沖の離岸距離の最大を代入。・なお、前回対象の促進区域の離岸距離の最大(秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖:4km、秋田県由利本荘市沖 (北側):5km、秋田県由利本荘市沖(南側):5km、千葉県銚子市沖:約10km)の4区域単純平均は6km。
船舶供用係数	2.25	・海域毎の工事日数の違いは海域における風速や波高による輸送及び施工に係る日数の違いを表す係数。・秋田県八峰町及び能代市沖の係数を代入。なお、前回対象の4区域(千葉県銚子市沖:3.7、残り3区域:2.25。)の単純平均は2.61。

注)なお、算定式では、資金調達コストを念頭に置いた割引率3%は考慮されているが、適正な利潤としてのIRRは考慮されていない。

(参考) 今回対象となる促進区域の風況

出典: Neowins をもとにNEDOおよび資源エネルギー庁にて作成

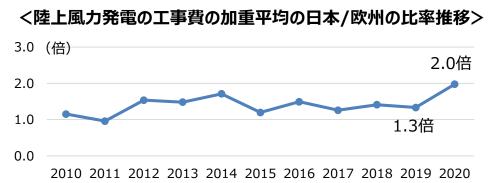
秋田県八峰町及び能代市沖 7.55m/s(区域平均)



[※] Neowinsの風況詳細情報(年平均風速高度100m)(500mメッシュ)と各促進区域の範囲(ただし、港湾区域、漁港区域は除外)を重ね合わせ、各促進区域と重なる500m メッシュの平均風速のデータを抽出し、 促進区域内の平均風速を算出した。なお、促進区域の境界線上にかかる500mメッシュも対象とした。また、陸部付近で風況詳細情報が存在しない箇所は対象外とした。

供給価格上限額:②内外価格差(資本費·運転維持費)

- 前回と同様、日本における着床式洋上風力発電を含む**洋上風力発電の商用案件の定期報告データはまだなく**、洋上風力発電にかかる資本費や運転維持費について、**日本と欧州の価格差を実績で比較することは困難**である。そこで、前回と同様に、発電設備や事業者の類似性が一定程度ある**陸上風力発電にかかる価格差を参考にしてはどうか**。
- 国際機関のデータによると、**陸上風力発電の工事費について、日本は欧州各国平均と比べて、約2.0倍高い**(2020年)。また、民間機関のデータによれば、**陸上風力発電にかかる資本費及び運転維持費について、日本は欧州に比べてそれぞれ約1.7倍及び約2.4倍高い**(2021年上半期)。
- 日本の工事費や運転維持費が、欧州と比べて、それぞれ約2.0倍及び約2.4倍高い背景には、**直近の日本の工事費・運転維持費が上昇していること**があり、この原因として、新型コロナウィルスの影響により、海外技術者の国外からの招聘が困難になっていること等が考えられる。こうした点をふまえれば、日本の足元の工事費・運転維持費の上昇は、一時的な傾向である可能性もあり、現時点の評価として、前回設定した内外価格差1.9倍より今後拡大していくとも言い難い。
- これまで同様、洋上風力発電に係る実データ制約等を踏まえると、価格差をもたらす要因は、風力発電の導入状況やサプライチェーンの構築状況等に留まらず、日本と欧州における各種制度や業界構造等も複合的に絡んでおり、個別要因に分解して比較することは困難であり、また、洋上風力発電と陸上風力発電の内外価格差の同等性も定かではない。こうした中、上述の国際機関・民間機関のデータ及びその解釈や、昨年度の委員会で、内外価格差の値については、官民で協力して引き下げていくことが重要との委員の御意見もあったことをふまえ、今回の供給価格上限額の設定にあたっては、前回と同様に、資本費(工事費を含む)と運転維持費のいずれも、1.9倍の内外価格差を考慮することとしてはどうか。



(出典)IRENA, Renewable Power Generation Costs in 2020におけるWeighted average total installed costsを基に資源エネルギー庁作成。1 \$ =110円換算で計算。欧州の工事費は、陸上風力発電のデータ掲載がある欧州各国(デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、スウェーデン、英国)の単純平均をとったもの。

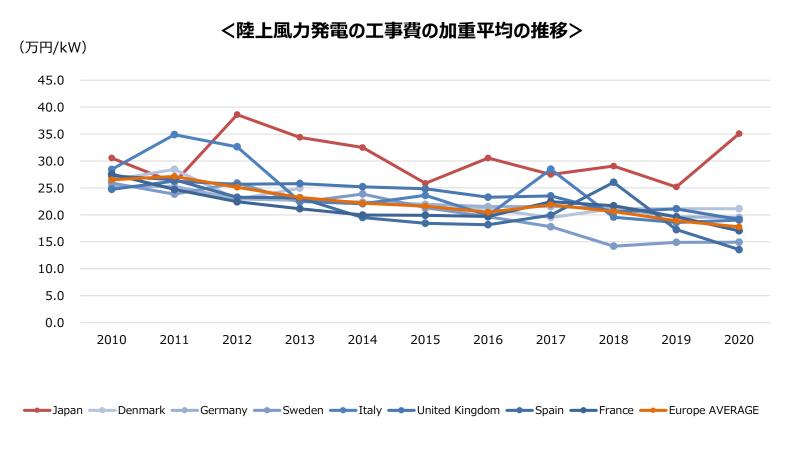
6.00 (倍) 4.00 2.4倍 2.00 0.00 1.7倍

<陸上風力発電の資本費・運転維持費の日本/欧州の比率推移>

出典)BloombergNEFのデータを基に資源エネルギー庁作成。欧州の資本費・運転維持費は、 BloombergNEFに陸上風力発電のデータ掲載がある欧州各国(フランス、ポーランド、イタリア、ドイツ、 オランダ、スペイン、英国、スウェーデン)の単純平均をとったもの。 1 \$ = 110円換算で計算。

(参考) 日本と欧州各国における陸上風力発電の工事費

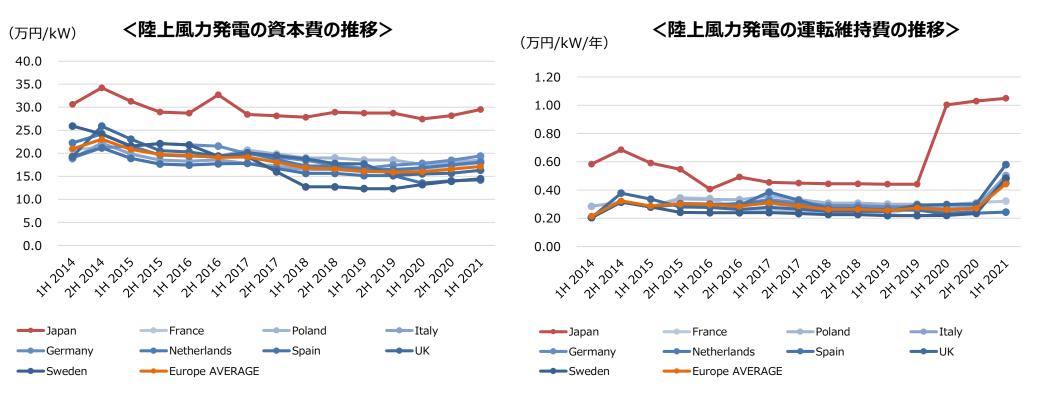
- 国際機関のデータに基づき、日本と欧州各国における陸上風力発電の工事費の加重平均を比較すると、日本は欧州各国の平均と比べて、2019年比は約1.3倍、**2020年比では約2.0倍高い**。
- これは、**日本の工事費が2019年から2020年にかけて急激に増加していることに起因**しており、この原因として、**新型コロ** ナ・ウィルスの影響により、海外技術者を国外から招くことが困難になっている等が考えられる。



(出典) IRENA, Renewable Power Generation Costs in 2020におけるWeighted average total installed costsを基に資源エネルギー庁作成。1 \$ =110円換算で計算。 欧州の工事費は、陸上風力発電のデータ掲載がある欧州各国(デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、スウェーデン、英国)の単純平均をとったもの。

(参考) 日本と欧州各国における陸上風力発電の資本費・運転維持費

- 民間調査機関のデータに基づき、日本と欧州各国における陸上風力発電の資本費と運転維持費を比較すると、**日本は欧 州各国平均より、資本費が1.7倍、運転維持費が2.4倍高い**。
- 直近、運転維持費のコスト差が拡大しているが、この原因として、**新型コロナ・ウィルスの影響により、海外技術者を国外から招くことが困難になっている**等が考えられる。

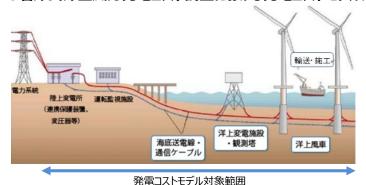


<撤去費>

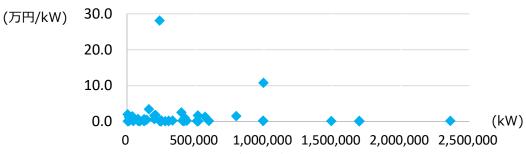
- 前回対象の秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖、秋田県由利本荘市沖(北側)、秋田県由利本荘市沖(南側) 並びに千葉県銚子市沖については、国際的な認証機関であるDNV-GLが、着床式洋上風力の撤去費用を、**海洋におけ る施工費の70%程度**と試算していることをふまえ、**資本費に含まれる工事費(=施工費)の70%**を想定した。
- 今回対象となる秋田県八峰町及び能代市沖についても、前回と同様に、**工事費の70%を想定することとしてはどうか**。
- 具体的には、前回と同様に、①;まず、NEDO着床式洋上風力発電コスト調査の工事費の算定式に、今回対象となる秋田県八峰町及び能代市沖の自然条件等を代入したうえで、②;①で得られた工事費に、資本費と同じ1.9倍の内外価格差を考慮して設定してはどうか。そのうえで、当該工事費の70%を撤去費としてはどうか。

- 前回対象の3か所(4区域)については、NEDO着床式洋上風力発電コスト調査で、接続費のうち、風車から陸上変電所までの 範囲のみが考慮されているため、陸上変電所より電力系統連系点側の範囲について要する接続費についても、追加的に資本費とし て計上した。具体的には、2018年度に電力会社が接続検討回答を行った際に各発電事業者に提示した接続費(洋上風力)の データ(56件)の中央値0.5万円/kWを追加的に考慮した。(同データの平均値は1.2万円/kW)
- 今回対象となる秋田県八峰町及び能代市沖についても、NEDO着床式洋上風力発電コスト調査の対象に含まれない、陸上変電所より電力系統連系点側の範囲について要する接続費について追加的に考慮する必要があり、この追加考慮にあたっては、前回と同様の考え方を採用してはどうか。
- 2019年度に電力会社が接続検討回答を行った際に各発電事業者に提示した接続費(洋上風力) (58件) の分析を行った 結果、平均値は1.2万円/kW、中央値は0.2万円/kWであった。当該接続費は、10万円/kWを超える高額案件が全体の平均値を引き上げていること等を勘案して、前回と同様、中央値の水準をとり、0.2万円/kWを資本費に含まれる接続費の一部として追加的に考慮することとしてはどうか。
- なお、上述の接続費の追加計上方法は、**再エネ特措法に基づく支援が全国大で負担される賦課金によって支えられていることを鑑** み、「効率的な事業実施がなされた場合に通常要する費用」等 (注) を基礎に勘案されるべきとの考え方とも整合的だと考えられる。
 - (注) 事業実施によって供給される再エネ電気の見込量、価格目標、我が国における再エネ電気の供給の量の状況、適正な利潤等を含む。

<NEDO着床式洋上風力発電コスト調査における発電コストモデル対象範囲>



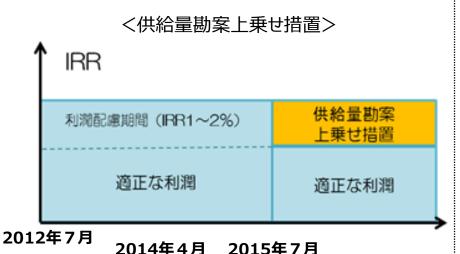
く電力会社が接続検討回答を行った際に各発電事業者に提示した接続費(洋上風力)>



※2019年4月~2020年3月までの間に電力会社が接続検討回答を行った案件。500kW以上の案件に限る。 ※事業者が自営線として敷設する場合、これに要する費用を除く。受変電設備は電力会社が設置を求めた場合のみ含む。 (出典)第63回調達価格等算定委員会(2020年11月27日)事務局資料(一部加丁)

供給価格上限額: ④IRR

- 2014年度~2019年度の洋上風力発電区分の調達価格(36円/kWh)のIRRは10%とされていたが、これは2015年度調達価格等算定委員会意見にあるとおり、当時、洋上風力発電の供給の量が順調に伸びてきたとはいえない状況であったため、調達価格の判断において、「供給量勘案上乗せ措置」として、IRR1~2%分を利潤に上乗せしたものである。2014年度に洋上風力発電の区分が新設されて以降、2021年3月までのFIT認定件数・容量は10件・668MWになる。
- また、昨年の委員会では、風力発電が競争電源(電力市場でコスト競争に打ち勝って自立的に導入が進んでいくことにより、 競争力ある電源への成長が見込まれる電源)になっていくことや、公募参加者が複数存在し競争的になっていることをふまえ、IRRも少し下げる方向で考えるべきではないか、といった御意見もいただいたが、前回対象となる3か所(4区域)は、 再工ネ海域利用法にもとづく一般海域における初の着床式洋上風力発電の公募であり、また、これまで日本においては着 床式洋上風力発電の商用案件で運転を開始した実績がないということも踏まえ、IRRについては10%とした。
- 今回対象となる**秋田県八峰町及び能代市沖のIRRについても、前回同様に10%としてはどうか**。なお、**今後のIRRの設 定については、導入状況等もふまえて検討していく**。



洋上風力発電区分の

調達価格創設

平成27年度調達価格及び調達期間に関する意見(2015年2月)

- Ⅱ. 分野横断的事項 ② 利潤配慮期間終了後の取扱い(抜粋)
- (略)供給の量の状況の勘案に当たっては、再生可能エネルギー電源毎の供給の量の状況についても、あわせて勘案することとする。太陽光以外の電源については供給の量が順調に伸びてきたとはいえないのに対し、太陽光については、これまで順調に伸びてきていること、既存の設備認定容量をみると10kW以上を中心に太陽光の認定が6,745万kW(平成26年12月末時点)にも達しており、今後も供給の量が大きく伸びることが確実であることから、これらの点を同時に勘案することが適当である。
- 以上により、太陽光以外の電源について、調達価格の判断において、費用及び利潤とともに、いわば「供給量勘案上乗せ措置」を導入することが適当である。「供給量勘案上乗せ措置」の大きさについては、調達価格の安定性、事業者の予見可能性に配慮し、これまで上乗せされてきたIRR1~2%分に相当する分とすることが適当である。なお、今後、供給量勘案上乗せ措置をどれだけ継続するかについては、今後の導入状況を踏まえて見極めることとする。

- 今回対象となる秋田県八峰町及び能代市沖では、前述のとおり、**着床式の設備により洋上風力発電を実施すること** が想定される。
- 前回対象の秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖、秋田県由利本荘市沖(北側)、秋田県由利本荘市沖(南側)並びに千葉県銚子市沖における着床式洋上風力発電の選定事業者の調達価格は、競争を促進し、価格低減効果を顕在化させる観点から、当該事業者が提出した公募占用計画の供給価格(円/kWh)に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額とする(pay as bid 方式)こととした。
- 引き続き、国内で着床式洋上風力発電(再工ネ海域利用法適用対象)ついては、既に十分な競争環境が成立していると考えられること、海外動向を見ても洋上風力発電のFIT制度の調達価格等は基本的に入札により決定される方式であり競争性が確保されていることといった点をふまえ、今回対象の秋田県八峰町及び能代市沖の選定事業者の調達価格についても、当該事業者が提出した公募占用計画の供給価格(円/kWh)に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額とする(pay as bid 方式)こととしてはどうか。

- 調達期間に関する事項については、**区域等に応じて変わるものではない**ことから、**前回対象の秋田県 能代市、三種町及び男鹿市沖、秋田県由利本荘市沖(北側)、秋田県由利本荘市沖(南側)並びに千葉 県銚子市沖と同様に**以下のとおりとしてはどうか。
 - ・調達期間は**20年間**
 - ・<u>事業開始日は選定日から8年を上限として、公募の参加者が自ら設定する</u>こととし、その上で、<u>事業開始日</u>を超えた場合は、FIT調達期間を短縮する。
 - ・ただし、基地港湾についてその他区域の事業実施者と使用期間の重複し、経済産業省及び国土交通省が調整を をせざるを得ないとして、公募占用計画に記載された運転開始日を遅らせた場合に限り、運転開始期限の延 長を行うこととする。

- (1) 対象発電設備区分等(第1号関係)
- (2)発電設備の出力の量の基準(第4号関係)
- (3)保証金に関する事項(第6号関係)
- (4) 価格上限額・調達価格等に関する事項等(第7~9号関係)
- (5) 公募参加者の資格の基準・認定申請期限日(第5号、第10号関係)

〈第5号 公募参加者の資格に関する基準〉

■ <u>公募参加者の資格に関する基準については</u>、区域等に応じて変わるものではないことから、**これまでの公募占用指針と** <u>基本的には同様</u>としてはどうか。

<第10号 FIT認定申請期限日>

■ <u>FIT認定申請期限日は</u>、区域毎に考え方が変わるものではないことから、前回対象の秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖、秋田県由利本荘市沖(北側)、秋田県由利本荘市沖(南側)並びに千葉県銚子市沖の公募占用指針と同様に、事業者選定の日から1年後としてはどうか。

(参考) 第5号 公募参加者の資格に関する基準①

秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針(2020年11月)より抜粋

(別添4) 公募参加資格

本公募の参加資格は、以下1から3の要件を全て満たすこととする。

1 公募占用計画が、再工ネ特措法施行規則第5条(同条第1項第2号、第2の2号、第9号、第10号及び第10の3号から第12号まで並びに第2項第2号、第5号から第7号まで及び第9号を除く。)及び第5条の2(同条第1号及び第2号を除く。)に規定する基準に適合するものであること。

この場合において、再工ネ特措法施行規則第5条及び第5条の2中「当該認定の申請」とあるのは「当該公募占用計画」と、「再生可能 エネルギー発電事業計画」とあるのは「公募占用計画」と、「環境影響評価(環境影響評価法(平成9年法律第81号)第2条第1項 に規定する環境影響評価をいう。第12号ロにおいて同じ。)を行っている場合にあっては、」とあるのは「環境影響評価法(平成9年法律 第81号)第2条第4項に規定する対象事業に該当する場合にあっては」と読み替えるものとする。

- 2 申請者が、次のいずれにも該当する者であること
- (1) 国内法人(国内に本店又は主たる事務所を有する法人) (公募参加者がコンソーシアムであるときは、その構成員の全てが該当すること)。
- (2) 国内外における海洋土木工事の実績(国内実績の場合は港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、港湾等鋼構造物工事に該当する工事で、公募開始の日前10 年以内に行われた実績に限る)があること。(申請者以外の協力企業が実績を有している場合も含む。なお、協力企業を活用する場合は、当該企業の関心表明書【様式3-2-4】を提出すること。)
- (3) 事業実施のための資金的裏付けがあること。

(プロジェクトファイナンスを利用する予定の場合)

金融機関のプロジェクトファイナンスの融資実績及びLOI等があること。

(自己資金による予定の場合)

以下の内容が記載された事業者名義の誓約書があること。

- ①事業実施を自己資金で行うことへの本誓約に必要な社内手続を経ていること
- ②また、外部からの資金調達を一部又は全部の資金の前提とする場合は、調達方法、調達先との検討状況、今後必要となる手続

(参考) 第5号 公募参加者の資格に関する基準②

秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針(2020年11月)より抜粋

- 3 申請者が、公募占用計画の受付期限の日から選定結果公表の日までの期間に、次のいずれにも該当しない者であること(公募参加者がコンソーシアムであるときは、その構成員の全てが該当しないこと)
- (1) 法、再工ネ特措法又は電気事業法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (2) 法人であって、その役員のうち(1)に該当する者があるもの
- (3) 次のいずれかに該当する者
- ア 次の申立てがなされている者
- (ア) 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
- (イ) 会社更生法第17条に基づく更正手続開始の申立て
- (ウ) 民事再生法第21条の規定による再生手続の申立て
- イ 経済産業省本省及び国土交通省本省により、現に指名停止措置を受けている者
- ウ 協議会に参加している都道府県及び市町村から現に指名停止措置を受けている者
- エ 法人税の滞納者
- オ 公募に参加しようとする他の者との間に資本関係、人的関係がある者
- カ 次に該当する者
- (ア)役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
- (イ)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (カ) 暴力団員である事を知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者
- キ 次のいずれかに該当するとして経済産業省及び国土交通省から現に参加資格を認めないこととされている者
- (ア) 法第21 条に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣に公募占用計画の認定の取消しを受けた者
- (イ) 促進区域の指定のため、系統の提供を希望したにもかかわらず、公募において他の事業者が選定された際に、合理的な理由なく当該事業者に自らが確保 した系統を承継しなかった者
- (ウ) 公募の開始から終了までの間に地元関係者への接触を行い、本事業に係る公募による選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害した者
- (エ) その他公募の参加を認めるべきでない行為を行った者
- (オ) 第5章(3) ii) ①イ) 及びiii) ①イ) で規定する保証金納付規定を遵守しなかった者